

# 旧制二高柔道部の歴史の実態:1893-1914年を中心に

中嶋哲也  
鹿児島大学

キーワード: 嘉納治五郎、西郷四郎、競技化、勝負法、心法

## 抄録

日本の柔道史において1890-1910年代は不明瞭な点の多い時期であるが、近年様々な観点から明らかにされつつある。その一つが学生柔道の実態から読み解くというものだ。中嶋(2013)は、当該時代の学生柔道の対校戦の諸相を分析し、日本国内における柔道の普及や展開について、嘉納の柔道論や講道館という一機関の通時的検討を相対化し、新たな日本柔道史の可能性を示唆している。また三船(2012)は二高柔道部の歴史の実態から大正7(1918)年の二高対一高戦がその後の柔道史におけるスポーツ化に大きな意義を有することを明らかにしている。しかし三船は、明治30年代に「講道館とは独立した、二高柔道部の特性を主張していた」ことを指摘しているが、この二高柔道部の特性の内実を講道館の諸制度及び講道館に指針を与える嘉納の柔道論との比較から明らかにしておらず、さらに大正7(1918)年以前の状況は詳細に明らかにされていない。本研究は、こうした研究状況を踏まえて明治26(1893)年から大正3(1914)年までの二高柔道部の諸活動から嘉納の柔道論や講道館という一機関の通時的検討では分からない柔道の国内における普及の歴史の実態及び普及に関する諸課題を明らかにするものである。

結果として、部が誕生した明治26(1893)年から明治30(1897)年までの二高柔道部では柔術家との交流、心法及び忠君愛国的な武道論の登場、勝負規則及び修業規則の成立など、独特の柔道文化が形成された。特に勝負規則は現在明らかにされている柔道の審判規定の成立時期(明治32(1899)年)から6年遡る最古のものであることを確認した。また、日本各地において講道館の審判規定や段級制がどのように普及していくのかを検討する上で勝負規則、修業規則のようなローカルな制度との関係は重要な論点になり得ることを指摘した。

次に明治30(1897)年から明治36(1903)年の間は競技化が進んだ時期である。その過程で二高柔道部の独特の柔道文化は後退し、形の「儀式」化や勝負法の衰退が進んだ。また、この時期の競技化によって試合における「及び腰」「頑張り腰」など極端に腰を引いた防御姿勢が発達した。

明治44(1911)年以降、柔道部員の西原連三によって再び勝負法が重視されるようになり、「勝負之形」が重視され、勝負法の観点から競技が再評価されるようになった。一方で柔道の目的から外れた心法論的な心の在り方の重視や「体育」としての柔道を勝負法に比して軽視するといった側面も窺える変化であった。このことは嘉納の柔道論に縛られず、自身の柔道論を展開する余地があったことを示しているが、ここから嘉納の柔道論の影響力の範囲はどのくらいか、また嘉納の柔道論はどのように解釈され普及していったのかなどが、国内における柔道の普及の過程を検討する上で重要な課題となりうることを指摘した。

スポーツ科学研究, 12, 1-18, 2015年, 受付日:2014年1月11日, 受理日:2015年1月1日

連絡先:中嶋哲也 〒890-0065 鹿児島市郡元1丁目20番6号 Tel:099-285-7754

nakajima@edu.kagoshima-u.ac.jp